

総務政策委員会記録

開会年月日	令和元年10月3日
開会時刻	午前9時59分
閉会時刻	午前10時25分
出席委員名	◎北村 勝 ○吉井詩子 井村貴志 鈴木豊司
	岡田善行 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	井村貴志 鈴木豊司
担当書記	倉井伸也
審査案件	議案第37号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第5号） （総務政策委員会関係分）
	議案第39号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整備について
	議案第40号 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定 について
	議案第41号 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等 の一部改正について
	議案第44号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 について
説明員	総務部長、総務部参事、職員課長、人権政策課長
	その他関係参与

審査経過

北村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に井村委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る9月17日の本会議において審査付託を受けた「議案第37号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」外4件を審査し、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、「令和元年度度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を審査し、今年度に報告を求める6事業を決定し、閉会中の継続調査事項として申し出ることとして委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時59分

◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は、委員長において井村委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、去る9月17日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました5件と「令和元年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」であります。案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願います。

【議案第37号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）（総務政策委員会関係分）】

◎北村勝委員長

それでは、「議案第37号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

はじめに、補正予算書の8ページをお開きください。歳入を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に10ページをお開きください。歳出の款2総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で款2総務費の審査を終わります。

次に16ページをお開きください。款3民生費、項5人権政策費を項一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここの非核平和推進事業でお尋ねをさせていただきたいと思います。今回130万円の補正ということで、当初141万1千円と上がってまして、補正後は271万1千円ということになります。平成29年度106万、30年度122万というような決算でございまして、例年ですね、空襲展の開催経費であったり、平和記念式典への参加経費というようなことになっていたかと思うんですが、今回の補正につきましては、なんか特別な事情がございまずんでしょうか。補正の内容につきまして、説明をいただきたいと思います。

◎北村勝委員長

人権政策課長。

●江崎人権政策課長

今回の補正でございしますが、伊勢市も加入しております日本非核宣言自治体協議会というのがございまして、こちらのほうが今年35周年を迎えます。この日本非核宣言自治体協議会といいますのは、非核平和宣言をしております全国の341の自治体が加入しております団体でございまして、事務局は長崎市でございまして、

この協議会が、今年35周年を迎える記念式典を伊勢市で開催するというふうな形になりました。それで地元の負担金といたしまして、今回130万を補正させていただいたものでございまして、よろしく願いいたします。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。伊勢市で開催をされるということでございまして。いつごろ、開催をされるのか、またその記念事業の中身ですね、どんなものなのか教えていただけますか。

◎北村勝委員長

人権政策課長。

●江崎人権政策課長

お答えさせていただきます。まず、これがなぜ伊勢市で開催されることになったかといいますと、平成 28 年に伊勢志摩サミットがございまして、その際に長崎市、そして広島市、三重県と共催しまして原爆展を開催しました。その際、たくさんの市民の方がご関心をお持ちになってこちらのほうに来場されました。そしてまた、長年、非核平和空襲展というのをやっておりますりとか、近年では国際平和デーのイベントなどをしております。その辺が評価されまして、非核協の役員会のほうで伊勢市で開催するのはどうかというふうな形のことで、今回開催させてもらうことになりました。

開催時期としましては、来年の令和 2 年の 2 月 7 日を予定しております。内容としましては、現在、事務局であります長崎市と検討しているところでございますけれども、平和を考えていただくことというふうな形のことで、音楽の形になるのかなというふうに今考えております。ですので、平和コンサートのような形になるのかなというふうに考えております。規模としましては 1,000 人程度というふうに考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。事務の概要ではですね、本年 5 月末に宣言をされてみえる都市が 1,647 ですか、このうち先ほどおっしゃいましたように 341 の自治体が協議会に加入しておるということなんですが、県内の自治体の加入状況、宣言の状況はどのようになっていますか。

◎北村勝委員長

人権政策課長。

●江崎人権政策課長

宣言は全市町でされておりますが、これに加入しておりますのは県内では 8 市町です。四日市市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市、津市、明和町、菰野町、そして川越町、以上の 8 市町が加入しております。以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

5 市 3 町でよかったですか。8 市町が協議会に入っておられるということなんですが、この地元負担金というのは県内の協議会に入ってみえる団体の全てが負担いただけるわけですか。

◎北村勝委員長
人権政策課長。

●江崎人権政策課長

35周年事業に関しましては、うちで持たさせていただきますけど、うちのみですが、あと加入としましてそれぞれ会費は長崎市の事務局のほうに支払っております。以上でございます。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

会費は当然出しておると思うんですが、地元負担金は伊勢市だけということで理解させてもらったらよろしいですね。はい、ありがとうございます。

それとですね、伊勢市もこの協議会に入ってから30年ぐらい経ってくるのかなというように思うんですが、当時はこんなに多くはなかったように記憶しておるんです。

平成24年度からの事務の概要書を持っておって、見せてもらったら、年々増加しておるんです。その協議会の取り組みとしてですね、特別な取り組みというか勧誘みたいなことを協議会としてやっておられるんでしょうか。最後にお聞かせください。

◎北村勝委員長
人権政策課長。

●江崎人権政策課長

これは長崎市のほうで毎年まだ加入されてみえない自治体のほうに加入促進をされてみえます。今年もすみません、ちょっと数字は持ち合わせておりませんが、3市町だと思っておりますけども、今年も新しく加入はされております。以上でございます。

◎北村勝委員長
他に御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようでありますので、以上で款3民生費、項5人権政策費の審査を終わり、歳出の当委員会分の審査を終わります。

次に1ページにお戻りください。条文を一括で御審査願います。

御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようでありますので、条文の審査を終わります。

以上で議案第37号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第37号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第39号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について】

◎北村勝委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。1ページから13ページの「議案第39号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

◎北村勝委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子委員

今回の条例についてお聞きをいたしたいと思います。この条例ですが、今年の6月7日に参議院の本会議で可決成立いたしました。法律に基づいて今回の整備がされるわけなんです、これは人権の尊重でありますとか不当な差別をされないようにという重要な意味を含んだ法律によるものでありますので、この法律の大切さという重要性をどのように認識しておられるかお聞きしたいと思います。

◎北村勝委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

私のほうからお答えさせていただきます。通常、法令の公布がありますと官報で掲載されて出される訳ですけども、私のほうで官報を見まして、市の例規、庁内各課の業務に係があると思われるものについては、私のほうから公布があった旨とか概要とか市の例規上どこに影響があるとかそういった辺りの大まかなものになるんですけども、それを各部長と直接関係のある課のほうへ情報提供ということで庁内メールを使って周知をさせていただきます。

今回の整備法につきましては、約180本の法律の改正という大きな制度改正ということであるという認識をしております、市の例規の対応のほか職員の業務上の必要な資格であったり、市が所管する許認可等、また契約や事業の相手方となる事業者やその役員、技術者の要件にも関わるということでもありますので、そのメールの中で確認と対応を依頼したところでございます。

また、今回の整備対象になってない部分についても、例えば関係の団体の会則等で欠格条項が設けられているとかそういうことがありましたら、今回の改正の趣旨を踏まえて、整備法以外で会社法とか一般の法人に関する関係の法律の改正がまだ検討中というような状況でありますので、それが国のほうで出てくれば、またその動向を見ながらということにはなるんですけども、今回の改正の趣旨を踏まえてそういうところにも気をつけてほしいという旨の注意を促したところでございます。

今回の見直しは、欠格条項を一律に排除して制度ごとに個別審査を行うと、必要な能力の有無を判断するという個別審査の形に改めるということでもあります。それぞれの法律を所管いたします国の関係の省庁のほうから当然、関係省令の整備とかその通知、あるいは個別審査の関係の運用についてのガイドライン等が示されるものと思っておりますので、市のほうにおきましてもそれらに基づいて適切な運用に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

◎北村勝委員長

吉井副委員長。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。再度、質問しようと思っていたことも答えてもらいましたのであれなんです、やはりまだ一般的にこの欠格条項というものが警備員さんとか一般的な職業でも会社の役員であるとか、そういうことも今まで差別的なことがあったということが知られていませんので、この機会にこの法律は成年後見制度の利用促進を目的にされたことありますので、この機会に周知のほうを徹底してやっていただきたいと思いますが、その辺のことについてお考えを最後にお聞きしたいと思えます。

◎北村勝委員長

総務部長。

●江原総務部長

伊勢市におきましても、これまでも障がいのある方、それと高齢者の方、障がい者サポーター制度とか色々取り組んでおるところでございます。

これにつきましても周知に努めまして適正な運用に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎北村勝委員長

他に御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 39 号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 39 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第40号 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について】

◎北村勝委員長

次に、14 ページをお開きください。14 ページから 29 ページの「議案第 40 号 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお聞かせください。今回の制度ですね、従来の臨時職員・嘱託職員の処遇が改善されてきて、この臨時職員・嘱託職員にありました差のようなものがなくなるのかなというふうに思っておったんですけど、そうでもなさそうでございます。報酬・給料等の支給につきましては、地方自治法の規定に基づいて対応していただいているというふうに思うんですが、その体系についてですね、このフルタイム職員とパートタイム職員には相当の差があるように思うんですが、その点どのように理解をさせていただいたらいいのか、できましたら説明をいただければと思います。

◎北村勝委員長

職員課長。

●上田職員課長

フルタイムとパートタイムの職員の差ということですが、私ども伊勢市におきましては賃金といいますか報酬で払う、それから給料で払うという差はございますけれども、ご本人さんへ支払ういわゆるお金の部分とか、そういう部分に対しては差はないとは考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、差はないということで聞かせていただきました。それとですね、前回の総務政策委員協議会で説明いただいたんですが、フルタイムの任用につきましては育休の代替、それから7時間30分のパート任用については保育士等の専門職、それから7時間15分のパート任用については事務ということで説明がありました。

それとですね、現在の臨時職員は7時間のパートの任用へ変更するというような説明であったかと思うんですが、一般会計のベースでフルタイムで任用する臨時・嘱託職員が499人、それからフルタイム以外で任用する職員が299人で、合計して798人の臨時・嘱託職員がみえるということでございますが、4月1日以降のですね、フルタイム職員とパートタイム職員の数ですね、どの程度想定をされておられるのかその辺試算があればお示しください。

◎北村勝委員長
職員課長。

●上田職員課長

798名と鈴木委員のほうからおっしゃっていただいたのは7月1日現在の数字ということなんですけども、7月1日現在ではフルタイムへの職員というのは育休代替と今のところ考えております。それ以降、また出てくる可能性もございますけれども、現時点では育休代替ということで17名を想定しております。以上でございます。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

全体では。フルタイムとパートタイムの人数、4月1日以降の。

◎北村勝委員長
職員課長。

●上田職員課長

17名がフルタイムで、それ以外がパートタイムということになります。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。それとですね、勤務時間帯についてちょっとお尋ねさせていただきたいんですが、フルタイム職員の場合の勤務時間はですね、7時間45分ということで8時30分から17時15分、昼休みは1時間というようになるかと思えます。パートタイム職員の勤務時間は7時間30分の場合、7時間15分の場合、また7時間の場合どんな勤務体制になるのか、その辺はいかがですか。

◎北村勝委員長

職員課長。

●上田職員課長

基本的にはですね、例えば7時間30分であれば8時30分から17時、それから7時間15分であれば、8時30分から16時45分、7時間であれば8時30分から16時30分、その間に休憩1時間ということでございますけれども、例えば窓口等での場合どうしても職員さんが必要な場合はずらして勤務のほうをする。例えば7時間15分の場合であれば9時から17時15分、それから7時間の場合であれば9時15分から17時15分ということで窓口、特に市民の方のサービス、それに影響のないような勤務体系、これを考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。最後にですね、この会計年度任用職員の採用の関係についてお聞かせをいただきたいんですが、地方公務員法におきますと競争試験あるいは選考によって採用するという事なんですが、現在おみえになります臨時・嘱託職員の場合、それからまた新たに会計年度任用職員を任用する場合の採用の方法ですね、それはどのようにお考えですか。

◎北村勝委員長

職員課長。

●上田職員課長

基本的には、今おられる方というのは全ての方に関して会計年度任用職員への移行は考えております。それから、今後4月から新たに任用する場合は公募をかけさせていただいて面接等をさせていただくという予定にしております。以上でございます。

◎北村勝委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第40号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第40号 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第41号 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、30ページをお開きください。30ページから53ページの「議案第41号 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第41号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ない（他にない）ようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第41号 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第44号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、61ページをお開きください。61ページから66ページの「議案第44号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 44 号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 44 号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【令和元年度 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について】

◎北村勝委員長

次に、「令和元年度 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御審査願います。本件については、8月28日の総務政策委員協議会におきまして、報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。

本年度は、お手元にお配りした資料に記載の6事業を報告対象の事業といたしたいと思いますが、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

当局から報告を受ける6事業については、「職員研修事業」、「ICT活用推進事業」、「公共施設マネジメント事業」、「地域自治推進事業」、「備蓄物資整備事業」、「避難所等整備事業」と決定し、また本件については、閉会中の継続調査事項として申し出ることに決定しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分

上記署名する。

令和元年10月3日

委員 長

委 員

委 員